

## 商品内容説明書

### 財産形成預金〈財形住宅〉

(2020年4月20日現在)

商品名	財形住宅預金
ご利用いただける方	満55歳未満の勤労者の方 ※他金融機関を含めお一人様1契約のみ可能です。(一般財形・財形年金との併用は可能です。)
お預入期間	5年以上
お預入方法	(1) お預入方法 毎月の給与および夏・冬の賞与からの天引きによるお積立 ※1口ごとの自動継続型期日指定定期預金(期間3年)でお預りします。 (2) お預入金額 お積立1回あたり1,000円以上 (3) お預入単位 100円単位
お引出方法	○住宅取得等要件適格の場合 ①住宅取得後のお引出し 住宅取得日以降1年以内一括でお引出しいただけます。 ②住宅取得前のお引出し 初めに頭金として残高の90%以内かつ取得費用以内の金額を一部お引出しいただき、初回お引出日以降2年以内かつ住宅取得1年以内に残額をお引出しいただきます。 なお、要件の確認のために所定の書類のご提出が必要となります。 ○住宅取得等以外の要件外の場合 やむを得ず要件外のご解約をされる場合は、当該預金をすべてご解約いただきます。
お利息について	(1) 適用金利 お預入日から満期日までの期間に応じて1口ごとにお預入日(継続日)現在の店頭表示金利を適用します。固定金利です。 ①1年以上2年未満 店頭表示の2年未満の期日指定定期預金利率 ②2年以上 店頭表示の財形住宅利率 (2) 支払方法 お引出日に一括して支払います。 (3) 計算方法 付利単位を1円、1年を365日とする日割計算で1年複利計算です。
税金について	○財形年金と合算して550万円まで非課税となります。 ○元利総額が非課税限度額を超えた場合、課税扱いの財形住宅預金に変更することができます。その場合、限度額を超えた時以降に発生したお利息には20%(国税15%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ○頭金として一部お引出し後、規定の期間内に残額をお引出しにならなかった場合や、要件外のお引出しの場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、非課税扱いでお受取り済みのお利息につきましても5年間さかのぼって20%(国税15%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013~2037年までの間にお受取りになるお利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時のお取扱い	満期日前のご解約の場合には以下の預入日(継続の場合は最後の継続日)からの期間に応じた利率を適用し、1年複利で利息計算をします。 ①6か月未満 解約日の普通預金利率 ②6か月以上1年未満 住宅財形利率 × 40% ③1年以上1年6か月未満 住宅財形利率 × 50% ④1年6か月以上2年未満 住宅財形利率 × 60% ⑤2年以上2年6か月未満 住宅財形利率 × 70% ⑥2年6か月以上3年未満 住宅財形利率 × 90% ただし、②から⑥の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
その他参考となる事項	○財形預金は企業と京都銀行が提携する積立預金です。 ○この預金は通帳の発行に代え、財形住宅預金契約の証を発行し、預金残高を1年に1回以上書面で通知します。 ○積立目的:住宅の新築、ご購入、増改築 ○預金保険の対象となります。(お一人様あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
金利情報	金利は店頭の金利ボードまたは窓口でご確認ください。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先: 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772